

○横浜市斎場条例施行規則

昭和55年3月31日

規則第20号

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

横浜市斎場条例施行規則をここに公布する。

横浜市斎場条例施行規則

横浜市火葬場条例施行規則（昭和40年10月横浜市規則第85号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市斎場条例（昭和55年3月横浜市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の公募）

第2条 市長は、条例第2条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

（令6規則50・追加）

（指定申請書の提出等）

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第2条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該斎場の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（令6規則50・追加）

（斎場・葬祭ホールの使用許可の申請等）

第4条 条例第5条第1項の規定により斎場の使用（人体の一部に係るものを除く。）の許可を受けようとする者又は条例第9条第2項の規定により葬祭ホールの使用の許可を受けようとする者は、斎場・葬祭ホール使用許可申請書（第2号様式）により市長（条例第2条第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を同項に規定する指定管理者に行わせる

場合にあつては、当該指定管理者。以下この条において同じ。)に申請しなければならない。この場合において、当該申請者は、斎場又は葬祭ホールを使用しようとする日に、火葬許可証又は改葬許可証を提出しなければならない。

2 条例第5条第1項の規定により人体の一部に係る斎場の使用の許可を受けようとする者は、斎場使用許可申請書(人体の一部用)(第2号様式の2)により市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請者は、人体の一部に係る斎場を使用しようとする日に、医師の証明書を提出しなければならない。

3 市長は、斎場又は葬祭ホールの使用を許可する場合で必要と認めるときは使用許可書を、葬祭ホールの使用を許可しない場合は使用不許可通知書を申請者に交付する。

4 斎場の使用の順序は、条例第5条第1項の規定による許可の順による。

(平2規則87・平12規則21・平13規則106・令6規則50・一部改正)

(使用料の後納)

第5条 条例第6条第2項ただし書(条例第9条第6項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により使用料を後納とすることができる場合は、国又は地方公共団体が使用するとき、その他市長が特に必要と認めるときとする。

2 条例第6条第2項ただし書の規定により後納とできるとされた使用料は、市長が指定する期限までに納付しなければならない。

(平2規則87・平13規則106・令6規則50・一部改正)

(領収書)

第6条 金銭登録機により使用料を領収したときは、領収書(第3号様式)を納付者に交付する。

(平2規則87・令6規則50・追加)

(使用料の減免)

第7条 条例第6条第3項(条例第9条第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第4号様式)に使用料の減免を受けようとする事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第6条第3項の規定により使用料の減免を承認したときは、使用料減免承認書(第5号様式)を申請者に交付する。

(平2規則87・旧第4条繰下・一部改正、平13規則106・平17規則52・令6規則50・一部改正)

(小動物の焼却施設の使用許可の申請)

第8条 条例第11条第2項において準用する条例第5条第1項の規定により小動物の焼却施設の使用の許可を受けようとする者は、小動物の焼却施設使用許可申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(平2規則87・旧第5条繰下・一部改正、平13規則106・令6規則50・一部改正)

(休場日及び利用時間)

第9条 斎場、葬祭ホール及び小動物の焼却施設の休場日は、1月1日、1月2日及び市長が別に定める日とする。

2 斎場及び小動物の焼却施設の利用時間は午前9時から午後5時までとし、葬祭ホールの利用時間は午前9時から午後9時までとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(平2規則87・令6規則50・追加)

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平2規則87・旧第6条繰下、平18規則50・令6規則50・一部改正)

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年10月規則第87号)

この規則は、平成2年10月8日から施行する。

附 則 (平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成11年3月規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則、横浜市斎場条例施行規則及び横浜市屋外広告物条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成12年 3 月規則第21号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月規則第24号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市斎場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた者の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月規則第106号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月規則第18号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市斎場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた者の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月規則第52号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の規定及び第 2 条の規定による改正後の横浜市斎場条例施行規則第 5 条の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた者の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の横浜市斎場条例施行規則の規定

により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成18年3月規則第50号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月規則第50号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市 長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

次の斎場の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名) 横浜市 斎場

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに
前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該斎場の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)

第2号様式（第4条第1項）

斎場・葬祭ホール使用許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住 所
氏 名
(死亡者との続柄)
電 話

斎場・葬祭ホールを使用したいので、次のとおり申請します。

| 目 的 | | 1 火 葬 | 2 通 夜 | 3 告 別 式 | 4 通夜又は告別式 に準ずるもの |
|---------------------------|-----|--|-----------|---------|---------------------|
| 死亡者 死胎児に ついては 父母 | 住 所 | | | | |
| | 氏 名 | | | 性別 | 男・女 |
| 出生(分娩)年月日 | | 年 月 日 | 年齢 | 歳(箇月) | |
| 死 因 | | <input type="checkbox"/> 一類感染症等 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 死亡年月日時分 | | 年 月 日 | 時 分 | | |
| 死亡(分娩)場所 | | | | | |
| 添 付 書 類 | | <input type="checkbox"/> 火葬許可証 <input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 種 別 | | 使 用 年 月 日 | 使用料又は利用料金 | 備 考 | |
| 火 葬 | | 年 月 日 | 円 | | |
| 休 憩 室 | | 年 月 日 | 円 | | |
| 通 夜 | | 年 月 日 | 円 | | |
| 告 別 式 | | 年 月 日 | 円 | | |
| 通夜又は告別式に 準ずるもの | | 年 月 日 | 円 | | |

(注意) 通夜又は告別式(通夜又は告別式に準ずるものを含みます。)については、それぞれ2日以上にわたって使用することはできません。

(A4)

第3号様式（第4条第2項）

齋場使用許可申請書（人体の一部用）

年 月 日

（申請先）

申請者 住 所
氏 名
電 話

齋場を使用したいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|-----------|---|-----------|-----|
| 内 容 | | | |
| 数 量 | | | |
| 添 付 書 類 | <input type="checkbox"/> 医師の証明書 <input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 種 別 | 使 用 年 月 日 | 使用料又は利用料金 | 備 考 |
| 人 体 の 一 部 | 年 月 日 | 円 | |
| 休 憩 室 | 年 月 日 | 円 | |

(A4)

第4号様式（第6条）

領 収 書

横浜市現金出納員
横浜市 齋場長

次の金額を領収しました。

日付

| 番号 | 金額 | 区分 |
|----|----|----|
|----|----|----|

（備考） この様式は、金銭登録機によるものである。

第5号様式（第7条第1項）

使用料減免申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所
氏 名

斎場使用料の減免を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | 使 用 料 | 減 免 額 | 納 付 額 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 火 葬 | 円 | 円 | 円 |
| 休 憩 室 | 円 | 円 | 円 |
| 通 夜 | 円 | 円 | 円 |
| 告 別 式 | 円 | 円 | 円 |
| 通夜又は告別式に準ず るもの | 円 | 円 | 円 |
| 人 体 の 一 部 | 円 | 円 | 円 |
| 減 免 事 由 | | | |

(A4)

第6号様式(第7条第2項)

使 用 料 減 免 承 認 書

年 月 日

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました斎場使用料の減免については、次のとおり承認します。

| | 使 用 料 | 減 免 額 | 納 付 額 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 火 葬 | 円 | 円 | 円 |
| 休 憩 室 | 円 | 円 | 円 |
| 通 夜 | 円 | 円 | 円 |
| 告 別 式 | 円 | 円 | 円 |
| 通夜又は告別式に準ずるもの | 円 | 円 | 円 |
| 人 体 の 一 部 | 円 | 円 | 円 |

(A4)

第7号様式（第8条）

小動物の焼却施設使用許可申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所
氏 名

小動物の焼却施設を使用したいので、次のとおり申請します。

1 焼 却 の 種 類

個別焼却・合同焼却

個別焼却の場合は、収骨の要・不要(要・不要)

2 焼却する動物の種別

大型の犬・中型の犬・小型の犬・ねこ・その他()

3 焼却する動物の重量

キログラム

(A4)

第1号様式（第3条第1項）

（令6規則50・追加）

第2号様式（第4条第1項）

（平2規則87・全改、平6規則41・平11規則31・平17規則52・一部改正、令6規則50・旧第1号様式繰下・一部改正）

第3号様式（第4条第2項）

（平12規則21・追加、平17規則52・一部改正、令6規則50・旧第1号様式の2繰下・一部改正）

第4号様式（第6条）

（平2規則87・追加、令6規則50・旧第2号様式繰下・一部改正）

第5号様式（第7条第1項）

（平2規則16・一部改正、平2規則87・旧第2号様式繰下・一部改正、平6規則41・平11規則31・平12規則21・平17規則52・一部改正、令6規則50・旧第3号様式繰下・一部改正）

第6号様式（第7条第2項）

（平2規則16・一部改正、平2規則87・旧第3号様式繰下・一部改正、平6規則41・平12規則21・平17規則52・一部改正、令6規則50・旧第4号様式繰下・一部改正）

第7号様式（第8条）

（平2規則16・一部改正、平2規則87・旧第4号様式繰下・一部改正、平6規則41・平11規則31・一部改正、令6規則50・旧第5号様式繰下・一部改正）